

第18回 広島市地域公共交通活性化協議会 議事要旨

- 1 日時 令和6年1月22日(月) 10:00~10:30
- 2 場所 合人社ウエンディひと・まちプラザ(広島市まちづくり市民交流プラザ)
北棟6階 マルチメディアスタジオ

3 出席者

(1) 委員

広島大学 藤原会長、広島工業大学 伊藤副会長、西日本旅客鉄道(株) 奥井委員、
広島高速交通(株) 胡子委員、広島電鉄(株) 佐伯委員代理、
広島県バス協会 赤木委員、広島県タクシー協会 山村委員代理、
広島県旅客船協会 迫田委員、(株)広島バスセンター 箕田委員、
広島市道路交通局 西村委員、広島県警察本部交通部 若木委員代理、
広島市社会福祉協議会 永野委員、広島消費者協会 栗原委員、
中国地方整備局建政部 今田委員代理、中国運輸局交通政策部 山崎委員代理、
中国運輸局広島運輸支局 中井委員、広島県地域政策局 藤井委員、
広島市都市整備局 林委員、私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部 後藤委員

(2) 事務局

広島市道路交通局公共交通政策部 林田公共交通調整担当課長、担当職員

内 容

《分科会の設置について》

—資料1について事務局から説明—

—藤原会長より、法改正や制度改正について国に説明を求める—

(中国運輸局)

- ・ 運賃分科会に関する制度改正については、国で行っている「リ・デザイン」有識者検討会での提言を受けたもので、従来の乗合バスや乗合タクシー事業に加え、鉄道とタクシーの協議運賃制度が新たに創設された。これと同時に、乗合バス等を含めた協議運賃制度について、従来の協議方法では、独占禁止法に抵触するおそれがあったため、構成員を限定した協議会を別途設置し、協議するよう改正された。また、運賃を協議する際には、「あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定され、具体的にはパブリックコメントや関係者へのヒアリング等を事前に行い、その意見を協議に反映する仕組みも創設されている。
- ・ 陸上交通分科会に関する制度改正については、人口減、あるいは過疎化が進行し、地域公共交通は、厳しい状況であることや、国が支援する補助金の予算額にも限りがあることから、真に公的負担により確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援ができるように、令和2年に地域交通法と補助制度の改正が行われた。この改正で、地域公共交通計画の策定が補助要件となり、その計画の中で記載すべき事項、必要な協議会の構成員について明確化された。具体的には、各交通機関が地域の中でのどのような位置づけや役割を担い、その中で特定の路線が補助金を受けて運行を確保維持

する必要があるということを確認し、効果的・効率的な補助を行うような仕組みが導入された。また、補助金を受ける交通事業者が地域公共交通計画の作成に委員として参画し、一緒になって地域公共交通について、議論することが求められるようになった。このように、地域公共交通計画の作成をする中で、補助金が必要な路線を整理し、その必要性について、交通事業者を含めた地域全体で協議を行うことで補助金の有効性や地域の交通の利便性向上を目指すということが今回の制度の改正の趣旨である。なお、当制度は、令和2年に改正され、その際、設けられた経過措置が今年度で終了するというを受け、当協議会において、この度、分科会が設置されることとなった。

(藤原会長)

- ・ 法定協議会では、独占禁止法に抵触するおそれがあるということだが、具体的にはどこに抵触するおそれがあったのか。

(中国運輸局)

- ・ 複数事業者や事業者団体がいる場合で、運賃について協議を行うことが独占禁止法に抵触するおそれがある。また、運賃を協議する協議会では、交通事業者も1社ごと参加し、自治体、地方運輸局、住民代表の4者で協議するよう改正された。

— 議事について、承認 —

以上